

いわき介護お仕事デビュー応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安定的な介護サービス提供体制の確保に向け、介護職員の就業及び定着の促進を図るため、市内の介護保険施設等に新たに正規職員として就業する介護職員に対する応援金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険施設等 本市に所在する次のものをいう。

ア 介護保険法に規定する介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設

イ アに掲げるもののほか、市長が適当と認める施設等

(2) 正規職員 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。

イ 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

ウ 同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

(3) 介護職員 入浴や食事などの身体介護、掃除や洗濯といった生活援助、レクリエーションの企画、機能訓練の補助など、高齢者の日常生活を支える業務に従事する者をいう。

(4) 有資格者 次の資格を有する者をいう。

ア 介護福祉士、社会福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格者をいう。

イ アに掲げるもののほか、市長がこれらに準ずると認める資格

(5) 奨学金

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ いわき市奨学資金貸与条例に規定する奨学資金

ウ 福島県奨学資金貸与条例に規定する奨学資金

エ アからウに掲げるもののほか、市長がこれらに準ずると認める奨学金

(交付対象者)

第3条 応援金の交付を受けることができる者は、新たに就業する介護職員であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新卒者
- (2) 新規就業者
- (3) 他業種からの転職者
- (4) 他自治体から就業した者
- (5) 介護職員として離職後3年を経過し就業した者

2 前項の規定にかかわらず、過去に本要綱による応援金の交付を受けた者は、応援金の交付を受けることができない。

(応援金の種類及び額)

第4条 応援金は、次の各号に掲げる種類及び額の区分に応じ、第3条の規定に該当する者に対し交付する。

- (1) 就業支援金（1年度に限る。）
 - ア 有資格者 200,000円
 - イ 無資格者 100,000円
- (2) 奨学金返還支援金
 - ア 就業支援金を受ける有資格者に限る。
 - イ 交付申請年度における奨学金の返還予定額（1年度につき200,000円を上限とし、最大5年度までの期間とする。）

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、市内の介護保険施設等に就業した日から180日以内とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、応援金交付申請書（第1号様式）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 資格証の写し（有資格者に限る。）
- (3) 就業証明書
- (4) 奨学金返還支援金を受けようとする者は、奨学金の返還計画を証明する書類又は奨学金の返還実績を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を

省略するものとする。

(着手及び完了届の省略)

第7条 規則第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により、省略するものとする。

(就業証明書の提出)

第9条 応援金の交付を受けた者は、応援金の交付を受けた年の翌年から3年間(奨学金返還支援金の支給を受けた者は5年間)、第6条第3号の就業証明書の交付を受けた介護保険施設等の就業証明書を提出するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 応援金の交付を受けた者は、当該交付申請書の内容に変更が生じた場合または1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに応援金状況変更報告書に、変更の内容または休暇期間が分かる書類を添付して、速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の規定のうち、産前産後休暇については長期休暇に含めないものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、応援金の交付を受けたものが次の区分に掲げる要件に該当する場合には、当該応援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、雇用介護保険施設等の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により応援金の支給を受けたとき

(2) 第2条第2号に規定する勤務条件が欠格したとき

(3) 第2条第1号に規定する介護保険施設等に就業した日から3年(奨学金返還支援金の支給を受けた者は5年)に満たない期間において、離職したとき

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施し、令和8年4月1日以降に正規職員として就業した者から適用する。